

議案第234号

博多区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、本市が博多区内に設置する自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

博多区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

博多区（中洲川端地区に限る。）内設置の有料自転車駐車場（川端自転車駐車場ほか5
自転車駐車場）

2 指定管理者に指定する者

福岡市博多区店屋町4番8号

特定非営利活動法人 I - D O

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで